

## フランスにおける人身損害の賠償

アンナ・ミレール

はじめに

### I 直接被害者の損害の賠償

#### A ダンティヤックの項目リスト

- 1 財産的損害
- 2 非財産的損害

#### B ダンティヤックの項目リストに載っていない損害

### II 間接被害者の損害の賠償

#### A 直接被害者が死亡した場合

- 1 間接被害者の財産的損害
- 2 間接被害者の非財産的損害

#### B 直接被害者が負傷した場合

- 1 間接被害者の財産的損害
- 2 間接被害者の非財産的損害

#### C ダンティヤックの項目リストに載っていない損害

おわりに

はじめに

加害者が損害を引き起こしたとき、その者は、この損害を賠償する義務を負う。フランスの賠償制度は完全賠償の原則（*principe de réparation intégrale*）に基づいている。この原則によると、被害者が被害者とならなかった状況に戻すように賠償されなければならない。どのような形でこの原則を実現させるのか、被害者が元の立場に戻るためにどのような損害を認めなければならないか、この質問に対する答えとして、2つの立場が考えられる。第1は、裁判官に大きな評価の余地を認めるという立場である。この場合、損害項目の数を少

なくして、それぞれの項目内には様々な要素を取り込むことになる。この場合、裁判官は、比較的自由度の高い状態で賠償額を決めることができる。日本は、フランスと比較すると、この制度を採用しているようにみえる。第2は、損害の項目をたくさん認めて、明確な損害だけ認めるという立場である。この立場のもとでは、裁判官、あるいは保険会社の自由度は少ない。フランスはこの立場を採用している。

フランスでは2005年、ジャン＝ピエール・ダンティヤック (Jean-Pierre Dintilhac<sup>1)</sup>) を長とする審議会が開かれた。審議会の提示したリスト (ダンティヤックの項目リスト *Nomenclature Dintilhac*<sup>2)</sup>) は、法案として提出された。この項目リストは結局法律にはならなかったため、法的効力を有していないが、実際にはこの項目リストが用いられている。

本稿の目的は、ダンティヤックの項目リストを紹介して、フランスにおける人身損害の賠償制度について具体的な紹介を行うことにある。ダンティヤックの項目リストは2つの部分、すなわち直接被害者 (I) と間接被害者 (II) に分かれている。直接被害者というのは直接に損害を被った者である。間接被害者は「直接被害者に生じた損害から、物質的又は精神的損害を被る第三者<sup>3)</sup>」である。

なお、フランスにおける人身損害の賠償については、とりわけ非財産的損害の分野を中心に充実した先行研究が存在する<sup>4)</sup>。これらの先行研究は、非財産的損害に関する多数の損害項目の内容とそれらの項目が置かれた経緯、多数の項目を置くことの意義を主として研究するものであった。本稿では、非財産的損害に限らず、財産的損害についても視野に入れるとともに、直接被害者に対する賠償と間接被害者に対する賠償 (被害者が死亡した場合、被害者の賠償請求権の相続性を認めないフランスでは、間接被害者に対する賠償という構成となる) 双方を視野に入れて、どのような損害項目が存在するのか、その全体像を確か

---

1) Jean-Pierre Dintilhac (1943-2014) はフランスの裁判官で、元破産院第2民事部の部長である。

2) Groupe de travail dirigé par Jean-Pierre Dintilhac, Rapport du groupe de travail chargé d'élaborer une nomenclature des préjudices corporels, 2005.  
<https://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/064000217.pdf> (2019年09月10日アクセス)

3) 中村絏一・新倉 修・今関源成監訳『フランス法律用語事典 [第3版]』(三省堂, 2012年)。

めるものである。また、控訴院が用いる算定表や保険実務の状況を視野に入れながら、現在の実務の状況を、賠償額の目安とともに紹介するものである。したがって、非財産的損害の賠償に関する先行研究を補足するとともに、より広い視野の中で位置づけることを可能にする意義を有するものと考えている。

## I 直接被害者がこうむった害の賠償

ダンティヤックの項目リストは、さまざまな損害項目を挙げている（A）。しかし、すべての損害を網羅してはいないので、裁判官が他の損害、すなわちダンティヤックの項目リスト載っていない損害（B）を認めることもある。

### A ダンティヤックの項目リスト

直接被害者の損害項目は大きく2つの種類に分けられる。すなわち財産的損害（1）と非財産的損害（2）である。

#### 1 財産的損害

財産的損害とは財産を失った損害（積極的損害）と手に入る予定だったお金が、事故により入らなくなってしまった分の損害（逸失利益）である。財産的損害は症状固定前の損害（a）と症状固定後のいわゆる後遺障害（b）に分けられる。

##### a) 症状固定前の財産的損害

症状固定前の財産的損害として4種類のものが認められている。

第一に、事故によって、入院したり、薬を飲んだり、医者に診察を受けたり

---

4) 住田守道准教授の一連の研究が、とりわけ重要である。本稿との関係で関連性を有する主な研究として、住田守道「人身損害賠償における非財産的損害論—フランス法を検討対象に—（1・3・完）」法学雑誌（大阪市立大学）54巻1号301頁以下、2号1178頁以下、3号1428頁以下（2007・2008年）、同「フランス人身損害賠償とDintilhacレポート—非財産的損害の賠償が示唆するもの—」龍谷大学社会科学研究所年報40号148頁以下（2010年）、同「人身侵害における非財産的損害の賠償—フランス法を対象として—」交通法研究39号121頁以下（2011年）、同「フランス法における非財産的損害の把握—人身損害賠償における項目設定に着目して—」私法76号169頁以下（2014年）、同「不安状況を理由とする被害者の非財産的損害の賠償—フランス・テロ事件を契機とする司法省提出レポートを中心に—」経済研究（大阪府立大学）64巻1・2・3・4号15頁以下（2019年）などがある。

して、医療費の増加があった場合、**症状固定前の医療費**<sup>5)</sup> (Dépenses de santé avant consolidation - DSA) という損害が認められる。

第二に、事故によって、症状が固定するまで被害者が仕事を休まなければならない、収入が減った場合、**症状固定前の逸失利益**<sup>6)</sup> (Pertes de gains professionnels avant consolidation - PGPA) という損害が認められる。

第三に、事故の後、被害者は日常生活に不都合が生じて介護人を雇った場合、**症状固定前の介護費用** (Assistance temporaire par tierce personne) という損害が認められる。

第四に、**症状固定前の諸費用**<sup>7)</sup> (Frais divers) という損害が認められている。これは、症状固定前、事故によってかかったその他の費用。たとえば、病院に行くための交通費、医療鑑定の費用、ホームヘルパー (aide à domicile)<sup>8)</sup> を雇う費用などが含まれる。

#### b) 恒久的な財産的損害

症状固定後に一生残る損害、いわゆる恒久的な財産的損害として、7種類のものがある。

第一に、症状固定後、病院の費用や薬の費用の増加した場合、または被害者の健康状態のために生涯にわたり医療費がかかる場合、**症状固定後の医療費**<sup>9)</sup> (Dépenses de santé après consolidation) という損害が認められる。

---

5) COREIDOC (Commission de Réflexion sur l'Évaluation et l'Indemnisation du Dommage Corporel : 人身損害の評価と賠償に関する検討委員会) — Lettre d'information numéro 9 - Les dépenses de santé actuelles, 2016. 人身損害の評価と賠償に関する検討委員会は、保険会社、再保険会社、専門医からなる AREDOC (Association pour l'étude de la Réparation du Dommage Corporel : 人身損害賠償研究協会) 内部にある専門委員会であり、人身損害分野における現代的な問題についての研究を行うとともに、社会の変化に対応した技術的な研究を公表することを目的としている。

<https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2017/11/Lettre-COREIDOC-n°-9-Les-dépenses-de-santé-actuelles-SEPTEMBRE-2016.pdf> (2019年09月15日アクセス)

6) COREIDOC- Lettre d'information numéro 11 - Les pertes de gains professionnelles actuels. <https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre/> (2019年09月15日アクセス)

7) COREIDOC- Lettre d'information numéro 10 - Les frais divers, 2016. <https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2017/11/Lettre-COREIDOC-n°-10-Les-frais-divers-SEPTEMBRE-2016.pdf> (2019年09月15日アクセス)

8) 症状固定前の介護費用とホームヘルパーの費用の相違は次のようなものである。症状固定前の介護費用は、食事や入浴の介助を念頭に置いている。これに対して、ホームヘルパーは、掃除や食事の準備、アイロンがけなどを念頭に置いている。

第二に、事故後、身体に障害が発生し、被害者が以前住んでいたところに住めなくなり、改装をしなければならない場合（例えば階段昇降機が必要になった場合）、家の改装費<sup>10)</sup> (Frais de logement adapté- F.L.A.) という損害が認められる。

第三に、身体の障害のため、以前使用していた車が使えなくなって、障害者用の車を買う場合、福祉車両費<sup>11)</sup> (Frais de véhicule adapté- F.V.A.) が認められる。

第四に、事故によって被害者が生涯にわたり介護が必要となる場合、恒久的な介護費用<sup>12)</sup> (Assistance permanente par tierce personne) が認められる。

第五に、被害者が事故によって前の仕事できなくなり、収入の減少があった場合、症状固定後の職業上の逸失利益<sup>13)</sup> (Pertes de gains professionnels après consolidation) という損害が認められる。もし、事故の時、被害者がまだ働いていなかった場合には、将来どの程度の給料を受け取ることができるかを評価することになる。

第六に、事故によって労働市場で被害者の価値が低く評価されたり、就労の機会を喪失したりした場合（たとえば、事故によって昇進できなくなった場合<sup>14)</sup>）、職業に関する経済的な影響<sup>15)</sup> (Incidence professionnelle) という損害が

---

9) COREIDOC- Lettre d'information numéro 12 - Les dépenses de santé futures, 2017.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n12/> (2019年09月15日アクセス)

10) COREIDOC- Lettre d'information numéro 20 - Les frais de logement adapté, 2018.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-20-les-frais-de-logement-adapte-fla/> (2019年09月15日アクセス)

11) COREIDOC- Lettre d'information numéro 26 - Les frais de véhicule adapté, 2018.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-26-les-frais-de-vehicule-adapte-fva/> (2019年09月15日アクセス)

12) COREIDOC- Lettre d'information numéro 28 - L'assistance par tierce personne, 2019.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-28-lassistance-par-tierce-personne/> (2019年09月15日アクセス)

13) COREIDOC- Lettre d'information numéro 27 - Pertes de gains professionnels futurs, 2019.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-n-27-les-perdes-de-gains-professionnels-futurs/> (2019年09月15日アクセス)

14) Cass. 2ème civ., 9 avril 2009 N° 08-15.977.

15) COREIDOC- Lettre d'information numéro 15 - L'incidence professionnelle, 2017.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-15-lincidence-professionnelle/> (2019年09月15日アクセス)

認められる。

第七に、事故によって、被害者が留年しなければならなくなったり、学業を続けることを断念したりした場合、**教育上の損害**<sup>16)</sup> (Préjudice scolaire, universitaire ou de formation) が認められる。控訴院の算定表<sup>17)</sup>によると、留年の場合、小学生は約 5000 ユーロ (約 60 万円<sup>18)</sup>)、中学生は約 8000 ユーロ (約 96 万円)、高校生は約 9000 ユーロ (約 108 万円)、大学生は約 10 000 ユーロ (約 120 万円) を受け取ることができる。

## 2 非財産的損害

非財産的損害とは、被害者の財産とは直接関係しない損害である。非財産的損害には、3 種類の項目がある。すなわち、症状固定前の損害 (a) と症状固定後のいわゆる恒久的損害 (b)、そして進行性のある非財産的損害 (c) が存在する。

### a) 症状固定前の非財産的損害

症状固定前の非財産的損害には、3 つの種類がある。

第一に、事故から症状固定時まで、負傷のために事故以前と同じような日常生活を送ることができなくなった場合、**一時的な身体機能不全**<sup>19)</sup> (Déficit fonctionnel temporaire - DFT) という損害が認められる。この損害は、5 つの等級に分けられている。5 番目の等級は最も深刻な等級で、被害者が入院した時に使われている。5 等級が 100% で、1 ヶ月最低賃金の半分より若干少なめの額

---

16) COREIDOC- Lettre d'information numéro 25 - Le préjudice scolaire universitaire et de formation, 2018.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-25-le-prejudice-scolaire-universitaire-ou-de-formation-psuf/> (2019 年 09 月 15 日アクセス)

17) Cours d'appel de Agen, Angers, Bordeaux Grenoble, Limoges, Nîmes, Orléans, Pau, Poitiers, Toulouse, Versailles et Basse-Terre - Référentiel indicatif régional de l'indemnisation du préjudice corporel, quatrième édition, 2011.

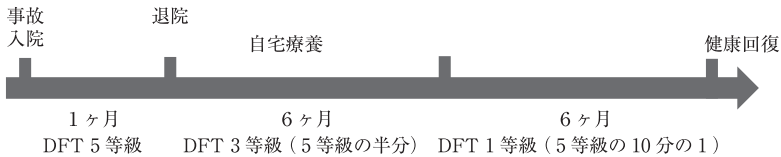
[https://cgavocats.fr/content/uploads/referentiel\\_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELIMOGESNIMESORLEANSPOITIERSSTOULOUSEVERSAILLES\\_novembre\\_2011.pdf](https://cgavocats.fr/content/uploads/referentiel_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELIMOGESNIMESORLEANSPOITIERSSTOULOUSEVERSAILLES_novembre_2011.pdf) (2019 年 08 月 11 日アクセス)

18) 1 ユーロ = 120 円で計算している (2019 年 9 月 30 日現在の為替レートは、1 ユーロ = 約 118 円)。以下同様である。

19) COREIDOC- Lettre d'information numéro 16 - Le déficit fonctionnel temporaire, 2018.  
<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-16-le-deficit-fonctionnel-temporaire-dft/> (2019 年 09 月 15 日アクセス)

(600 ユーロ程度) が認められる。4 等級が 75%，3 等級が 50%，2 等級が 25%，1 等級が 10%とされている。

例えば、事故の後、被害者が1か月間入院し、6か月間自宅療養して、その後6か月かけて健康を回復したという事例の場合、この損害項目として以下のような計算式により賠償額が算定される（等級は下記の図の通りであったとする）。



この場合、被害者は一時的な身体の機能不全の名目で、 $600 \text{ ユーロ} + 6 \times (600 \text{ ユーロ} \times 50\%) + 6 \times (600 \text{ ユーロ} \times 10\%) = 2760 \text{ ユーロ}$ （約 33 万 1200 円）受け取ることができる。

第二に、事故から症状固定時までの間に被害者が身体的・精神的な苦痛を被った場合、**一時的な苦痛** (Souffrances endurées temporaires) という損害が認められる。この損害は1から7まで（7等級が一番重大）の等級で評価されている。

第三に、けがのために、症状固定時までの間に被害者の容姿が悪化した場合、**一時的な美的損害**<sup>20)</sup> (Préjudice esthétique temporaire - P.E.T.) という損害が認められる<sup>21)</sup>。この損害は1から7までの等級で評価されている。7等級がいちばん重い等級である。

#### b) 恒久的な非財産的損害

恒久的な非財産的損害として、8つの項目が存在する。

第一に、事故によって症状が固定した場合、すなわち後遺症が生じた場合、

20) COREIDOC- Lettre d'information numéro 21 - Le préjudice esthétique temporaire, 2018. <https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-n-21-le-prejudice-esthetique-temporaire-pet/> (2019年09月15日アクセス)

21) 実際には、この損害はあまり認められていない。裁判官はまれにこの損害を認めるが、保険会社は、一般的に、交渉時点ではこの損害を認めない。

恒久的な身体の機能不全<sup>22)</sup> (Déficit fonctionnel permanent - D.F.P.または Atteinte à l'intégrité physique et psychique AIPP) という損害が認められる。例えば、事故の以前と比較して、同じ動作ができなくなった場合にこの項目に基づいた賠償が認められる<sup>23)</sup>。

この損害はパーセンテージで評価される。パーセンテージは、鑑定医師が決定する。重傷(四肢麻痺など)の場合は80パーセントを超える。このパーセンテージがいくらであるか、そして被害者の年齢が何歳であるかにより、1パーセント当たりの非財産的損害の価値(原語は、valeur du point という)が決まる。パーセンテージが高いほど、そして年齢が若いほど、1パーセント当たりの価値は高くなる。

たとえば、30歳の被害者が事故によって片目の視覚がなくなった場合、鑑定医師が評価するパーセンテージは25パーセントぐらいである。30歳、25パーセントの場合の1パーセント当たりの価値は1720ユーロである。したがって、被害者は $25 \times 1720$ ユーロ = 43000ユーロ(約516万円)受け取ることができる。

第二に、被害者が身体的精神的な苦痛を生涯にわたってこうむることになる場合、恒久的な苦痛<sup>24)</sup> (Souffrances endurées permanentes - S.E.) という損害が認められる。この損害は1から7までの等級(7等級が最も重大)で評価される。

2010年のいくつかの控訴院の算定表<sup>25)</sup>によると以下のような区分を採用している。1等級が軽傷でも軽い場合で約1500ユーロ未満、2等級が軽傷で1500ユーロ以上3000ユーロ未満、3等級が2等級より重い軽傷で3000ユーロ

---

22) COREIDOC- Lettre d'information numéro 17 - Le déficit fonctionnel permanent, 2018.  
<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-17-le-deficit-fonctionnel-permanent-dfp/> (2019年09月15日アクセス)

23) Cass. 2ème civ., 28 mai 2009, n° 08-16.829.

24) COREIDOC- Lettre d'information numéro 19 - Les souffrances endurées, 2018.  
<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-19-les-souffrances-endurees-se/> (2019年09月15日アクセス)

25) Cours d'appel de Agen, Angers, Bordeaux Grenoble, Limoges, Nîmes, Orléans, Pau, Poitiers, Toulouse, Versailles et Basse-Terre, *ibid.*  
[https://cgavocats.fr/contenu/uploads/referentiel\\_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELI MOGESNIMESORLEANS PAUPOITIERSTOULOUSEVERSAILLES\\_novembre\\_2011.pdf](https://cgavocats.fr/contenu/uploads/referentiel_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELI MOGESNIMESORLEANS PAUPOITIERSTOULOUSEVERSAILLES_novembre_2011.pdf) (2019年08月11日アクセス)



以上 6000 ユーロ未満，4 等級が中程度の傷害で 6000 ユーロ以上 10000 ユーロ未満，5 等級が重傷の中でも軽い場合で 10000 ユーロ以上 17000 ユーロ未満，6 等級が重傷で 20000 ユーロ以上 30000 ユーロ未満，7 等級が重傷の中でも重たい場合で 30000 ユーロ以上となる。

第三に，事故の後，被害者は障害者になり，以前していたレジャーができなくなった場合，**楽しみを失った損害**<sup>26)</sup> (Préjudice d'agrément - P.A.) という損害が認められる。たとえば，事故の前，被害者はよくジョギングをしていたが，事故で足をひどくけがして，もう走ることができなくなった場合にこの項目に基づいて賠償が認められる。

第四に，事故によって労働が困難になった場合，**職業に関する非財産的影響** (Incidence professionnelle extrapatrimoniale) という損害が認められる。先に紹介した職業に関する経済的な影響とこの損害項目の違いは，前者は財産的損害（ボーナス，賃上げなどに関する損害）であるのに対し，後者は非財産的損害であり，職業に関する財産以外の局面（労働の困難さや職場から転職をあっせんされること）について認められる損害である。

第五に，事故によって被害者の容姿が一生損なわれる場合，**恒久的な美的損害**<sup>27)</sup> (Préjudice esthétique permanent - P.E.P.) という損害が認められる。この損害は 1 から 7 までの等級で評価される（7 等級がいちばん重大である）。たとえば傷跡が残ったり，事故により足を引きずるようになった場合に，この項目の損害が認められる。

第六に，**性的損害**<sup>28)</sup> (prejudice sexuel - P.S.) という損害がある<sup>29)</sup>。この損害の項目はさらに，外見の損害，性欲を失った損害，産むことができなくなった

---

26) COREIDOC- Lettre d'information numéro 14 - Le préjudice d'agrément, 2017.  
<https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2017/08/Lettre-de-la-COREIDOC-N°14.pdf> (2019年09月15日アクセス)

27) COREIDOC- Lettre d'information numéro 22 - Le préjudice esthétique permanent, 2018.  
<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n-22-le-prejudice-esthetique-permanent-pep/> (2019年09月15日アクセス)

28) COREIDOC- Lettre d'information numéro 18 - Le préjudice sexuel, 2018.  
<https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2018/04/LETTRE-N°18-AVRIL-2018-PS.pdf> (2019年09月15日アクセス)

29) この損害を最初に認めた判例として，以下のものを参照。Cass. crim., 18 novembre 1992, n° 91-86.672 ; Cass. 2ème civ., 6 janvier 1993, n° 91-15.391 et Cass. 2ème civ., 5 janvier 1994, n° 92-12.185.

損害という3つの項目に分けられる。例として、2つの裁判例を紹介する。第1に、エクス・アン・プロヴァンス控訴院2008年12月16日判決<sup>30)</sup>は、38歳の外傷性脳損傷の被害者に、性的損害として15000ユーロ(約180万円)の賠償を認めている。第2に、エクス・アン・プロヴァンス控訴院2008年11月15日<sup>31)</sup>判決は、16歳の外傷性脳損傷の被害者に対し、性的損害として40000ユーロ(約480万円)の賠償を認めている。したがって、被害者の年齢もこの項目の賠償額に影響する。ただし、この損害項目は比較的新しいために、上記のように同じ裁判所が認める損害額であってもばらつきが存在するという点にも注意が必要である。

第七に、事故後に生じた状況のために、被害者が家庭を築けなくなった場合、**家庭を築けなくなった損害**<sup>32)</sup> (Préjudice d'établissement - P.E.) が認められる。たとえば、上述のエクス・アン・プロヴァンス控訴院2008年10月15日判決<sup>33)</sup>では、被害者が家庭を築けなくなった損害として、20000ユーロ(約240万円)の賠償を認めている。

第八に、上記のリストにはない特別な損害として**特別の恒久的な損害**<sup>34)</sup> (Préjudices permanents exceptionnels - P.P.E.) がある。たとえば、事故によって、イスラム教徒がひざまずくことができなくなり、正式な祈りができなく場合に、この項目による賠償が認められる。

### c) 進行性の非財産的損害

進行性の病気にかかった場合、**進行性の非財産的損害**<sup>35)</sup> (Préjudices extra-

---

30) Cour d'appel d'Aix en Provence, 16 décembre 2008 (07/16264).

31) Cour d'appel d'Aix en Provence, 15 octobre 2008 (n° 07/11155).

32) COREIDOC- Lettre d'information numéro 13 - Le préjudice d'établissement, 2017.

<https://www.aredoc.com/index.php/publication/lettre-de-la-coreidoc-n13/> (2019年09月15日アクセス)

33) Cour d'appel d'Aix en Provence, 15 octobre 2008 (n° 07/11155).

34) COREIDOC- Lettre d'information numéro 23 - Les préjudices permanent exceptionnels, 2018.

<https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2018/10/Lettre-de-la-COREIDOC-n°-23-PPE.pdf> (2019年09月15日アクセス)

35) COREIDOC- Lettre d'information numéro 24 - Les préjudices liés à des pathologies évolutives, 2018.

<https://www.aredoc.com/wp-content/uploads/2018/10/Lettre-de-la-COREIDOC-n°-24-PEV.pdf> (2019年09月15日アクセス)

patrimoniaux évolutifs) が認められる。たとえば、被害者がエイズに感染した場合に認められる。ただし、裁判で実際にこの損害が認められることはまれである。

## B ダンティヤックの項目リストに載っていない損害

ダンティヤックの項目リストは網羅的なリストではないので、判例により他の損害が認められることがある。特に、破毀院は、**不安損害** (préjudice d'angoisse) と**心配損害** (préjudice d'anxiété) を認めている。具体的には、次のようなものである。

第一が、**差し迫った死に対する不安損害** (Préjudice d'angoisse de mort imminente) である。これは、被害者が事故の直後には亡くならなかったが、数時間後に亡くなることを知らされ、不安で死を待っていた場合に認められる損害である。

第二が、**病気の進行の危険に対する心配損害** (Préjudice d'anxiété de risque de développement) である。これは、たとえば、石綿にさらされていた被害者が病気になる可能性について一生心配する場合に認められる。

## II 間接被害者の損害の賠償

被害者が死亡した場合、日本では被害者の相続人が損害賠償請求権を相続する。しかし、フランスでは、被害者が亡くなった場合、被害者の近親者は間接被害者として自身の損害の賠償を求めることになる。ダンティヤックの項目リストは、直接被害者が死亡した場合 (A) と直接被害者が死亡するのではなく負傷した場合 (B) とを区別している。ダンティヤックの項目リストは間接被害者の損害の項目を網羅していないため、裁判官はリストにない損害項目を認めている (C)。

### A 直接被害者が死亡した場合

直接被害者が死亡した場合、間接被害者は、**財産的損害** (1) と**非財産的損害** (2) を被ることになる。

## 1 間接被害者の財産的損害

直接被害者が死亡した場合、3種類の財産的損害が認められる。

第一に、葬儀費用 (Frais d'obsèques) が認められる。

第二に、間接被害者が葬儀に伴い諸費用がかかった場合、諸費用 (Frais divers) として賠償が認められる。例えば、遠方に住む家族の交通費、宿泊費がこれにあたる。

第三に、直接被害者が死亡することにより近親者の収入が減る場合、近親者の減収 (Perte de revenus des proches) という損害項目が認められる。この損害は、(事故前の家族の年収) - (直接被害者の生活費) - (生存配偶者の年収) という形で算定される。直接被害者が婚姻をしている成人の場合の算定法は、以下の通りである (下記の表も参照)。

家族構成	直接被害者の生活費	間接被害者間の分配割合	
		配偶者	子
子のいない夫婦	30-40%	100%	
子1人の夫婦	25-30%	75-80%	20-25%
子2人の夫婦	20-25%	60-70%	15-20%
子3人の夫婦	15-20%	60-70%	(30-40%)/子供の人数

次のような例を考えてみよう。X (42歳) が交通事故で死亡した。X は Y (46歳) と婚姻していた。X には子 A (男, 15歳) と B (女, 12歳) がいた。X の年収は 32000 ユーロであり、Y の年収は 26000 ユーロであった。

事故の前の家庭の年収は、32000 ユーロ + 26000 ユーロ = 58000 ユーロとなる。この場合、X の生活費は、58000 ユーロ × 20% = 11600 ユーロと算定される。近親者の減収は 58000 ユーロ - 11600 ユーロ - 26000 ユーロ = 20400 ユーロ (約 244 万 8000 円) となる。

裁判官によって、近親者の減収額の分配の方法は異なる。最も使われている方法は次のようなものである。先の例をもとに、減収分を生存配偶者と子供に分配する場合を考えてみよう。生存配偶者の減収額は、定期金を一括払にする際に用いる係数を用いる。その係数は、夫婦の年長者を基準にする。先の例では、Y が夫婦の年長者なので、42歳ではなく46歳の係数を用いる。子の減収額は、子が独立する予定の年齢までとなる。この年齢は社会の環境により変動する。

先の例の場合、近親者の減収額は、年間の総額が20400ユーロである。そのうち、Yが70%を受け取り、子がそれぞれ15%ずつ受け取る。46歳の女性の終身定期金を一括払いに修正する係数は21.905である。したがって、Yは20400ユーロ×70%×21.905 = 312803.40ユーロ（約3753万6400円）を受け取る。男子Aが23歳になるまで定期金を一括払いに換算する係数は7.008である。したがって、Aは20400ユーロ×15%×7.008 = 21444.48ユーロ（約257万3300円）を受け取る。女子Bが23歳になるまでの定期金を一括払いに換算する係数は9.257である。したがって、Bは20400ユーロ×15%×9.257 = 28326.42ユーロ（約339万9200円）を受け取る。

## 2 間接被害者の非財産的損害

直接被害者が亡くなった場合、非財産的損害の1つとして愛情損害（prejudice d'affection）が認められる。愛情損害とは、直接被害者の死亡による間接被害者の悲しみに対する損害である。愛情損害の評価については、フランス西部の控訴院で用いられている下記のような参考としての算定基準がある<sup>36)</sup>。

生存配偶者の愛情損害	20 000-30 000 ユーロ（240 万円-360 万円）
子の愛情損害 未成年子	20 000-30 000 ユーロ（240 万円-360 万円）
孤児になった未成年子	40%-60%の増額
故人と同居していた成年子	15 000-20 000 ユーロ（180 万円-240 万円）
故人と同居していなかった成年子	11 000-15 000 ユーロ（132 万円-180 万円）
子が亡くなった親の愛情損害 子が親と同居していた	20 000-30 000 ユーロ（240 万円-360 万円）
子が親と同居していなかった	15 000-20 000 ユーロ（180 万円-240 万円）
兄弟の愛情損害 故人と同居していた	9 000-12 000 ユーロ（108 万円-144 万円）
故人と同居していなかった	6 000-9 000 ユーロ（72 万円-108 万円）
祖父母の愛情損害 故人と同居していた	11 000-14 000 ユーロ（132 万円-168 万円）
故人と同居していなかった	7 000-10 000 ユーロ（84 万円-120 万円）
祖父母が亡くなって孫の愛情損害 故人と同居していた	11 000-14 000 ユーロ（132 万円-168 万円）
故人と同居していなかった	7 000-10 000 ユーロ（84 万円-120 万円）
その他	3 000 ユーロ未満（36 万円未満）

## B 直接被害者が負傷した場合

直接被害者が負傷した場合にも、間接被害者は、損害賠償を請求することができる。直接被害者の負傷により、間接被害者に財産的損害(1)と非財産的損害(2)が生じる。

### 1 間接被害者の財産的損害

財産的な損害には2種類のものがある。

第一に、直接被害者の身体に障害が生じたために、間接被害者に様々な費用がかかった場合、**諸費用**(Frais divers)という損害が認められる。例えば、直接被害者が入院をして、間接被害者が病院を訪れるために交通費がかかった場合にこの損害が認められる。

第二に、直接被害者は事故で身体障害になったことにより、近親者の収入が減少した場合、**近親者の減収**(Perte de revenus des proches)という損害が認められる。この損害は、同一の損害を重複して填補するために用いることはできない。このため、直接被害者の職業上の逸失利益の賠償が認められている場合、間接被害者は、直接被害者の減収を理由とする損害賠償を請求することができない。しかし、間接被害者が直接被害者を看護するために仕事を辞めた場合、その者は、自らの減収に基づく賠償を請求することができる。

### 2 間接被害者の非財産的損害

直接被害者が負傷した場合、2種類の非財産的損害が認められている。

第一に、直接被害者が事故で負傷し、間接被害者が直接被害者の苦痛や体力の衰えに対する苦しみを感じた場合、**愛情損害**(Préjudice d'affection)が認められる。二つの裁判例を紹介しよう。リヨン控訴院2012年3月15日の判決<sup>37)</sup>では、22歳男性の直接被害者が両肢麻痺になった事案で、両親に30000

---

36) Cours d'appel de Agen, Angers, Bordeaux Grenoble, Limoges, Nîmes, Orléans, Pau, Poitiers, Toulouse, Versailles et Basse-Terre, *ibid.*  
[https://cgavocats.fr/contenu/uploads/referentiel\\_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELIMOGESNIMESORLEANSPOUITIERSTOULOUSEVERSAILLES\\_novembre\\_2011.pdf](https://cgavocats.fr/contenu/uploads/referentiel_AGENANGERSBORDEAUXGRENOBLELIMOGESNIMESORLEANSPOUITIERSTOULOUSEVERSAILLES_novembre_2011.pdf) (2019年08月11日アクセス)

37) CA Lyon, 15 mars 2012, n° 09/04140.

ユーロ（約 360 万円）、姉に 16000 ユーロ（約 192 万円）の賠償が認められた。ポワチエ控訴院 2012 年 3 月 28 日判決<sup>38)</sup>では、81 歳女性の直接被害者に記憶障害が生じた事案で、娘に 7000 ユーロ（約 84 万円）、娘婿に 7000 ユーロ（約 84 万円）、孫に 100 ユーロ（約 1 万 2000 円）、孫ではなく娘が育てている子に 100 ユーロ（約 1 万 2000 円）の賠償が認められた。

第二に、直接被害者が事故により負傷し、間接被害者の生活状態が変わった場合に、特別の非財産的損害（Préjudice extrapatrimonial exceptionnel）が認められる。例えば、直接被害者の生殖機能に障害が生じた場合、配偶者にこの損害が認められる場合がある。このような場合に、ポワチエ控訴院 2012 年 5 月 16 日判決<sup>39)</sup>では、被害者の妻に 8000 ユーロ（約 96 万円）の賠償が認められた。

### C ダンティヤックの項目リストに載っていない損害

近年、裁判所は、ダンティヤックの項目リストには載っていない間接被害者の損害を認めはじめている。特に、最近、間接被害者の待つ損害が認められるようになった。

間接被害者の待つ損害というのは、例外的な事件のとき、例えばテロ事件や航空機の墜落が生じた場合、間接被害者は、直接被害者が多分被害者であると分かり、不安な状態で直接被害者の消息を待つことになる<sup>40)</sup>。そのような場合にこの損害項目が認められる。2015 年と 2016 年のテロ事件の後、FGTI（テロの被害者とその他の犯罪の被害者に補償するための基金）は、この損害の填補を認めた<sup>41)</sup>。

---

38) CA Poitiers, 28 mars 2012, n° 10/04365.

39) CA Poitiers, 16 mai 2012, n° 10/02609.

40) この特別損害はパリ弁護士会が請求し、政府が認めたものである。この損害については、以下の文献を参照。Barreau de Paris, Groupe de contact des avocats de victimes du terrorisme, Livre blanc sur les préjudices subis lors des attentats, 2016. [http://www.avocatparis.org/system/files/editos/barreauparis\\_livreblanc\\_victimes.pdf](http://www.avocatparis.org/system/files/editos/barreauparis_livreblanc_victimes.pdf) (2019 年 09 月 22 日アクセス)

41) FGTI, Communiqué de presse du FGTI portant sur les Préjudices d'angoisse et d'attente des victimes d'actes de terrorisme, 2017.

<https://www.fondsdegarantie.fr/wp-content/uploads/2017/09/CP-CA-25-09-17.pdf> (2019 年 09 月 22 日アクセス)

## おわりに

以上を要約すると、フランスでは、かなり多くの人身損害の項目が存在する。これらの項目は、いくつかのグループに分けることができる。まず、ダンティヤックの項目リストにある損害とダンティヤックの項目リストに載っていない損害とに分類できる。また、被害者の属性に着目すると、直接被害者が被った損害と間接被害者が被った損害とで分けることができる。損害の内容に着目すると、財産的損害と非財産的損害という分類が基本的であるが、症状固定前の損害と恒久的な損害という分類も重要である。

ダンティヤックの項目リストは法的効力を有しないものの、和解により賠償が認められる場合においても、裁判により賠償が認められる場合においても、損害賠償を明快かつ予測可能なものにすることを可能にしている。

こうして項目リストはフランス国内で統一されることとなったが、現在では、新たな課題が生じている。それは、項目リスト内部の金銭的評価を算定表という形で調和させるべきなのかという課題である。

現在は、さまざまな算定表が存在している。この算定表は、控訴院（例えば上記のアジャン、アンジェ、ボルドー、グルノーブル、リモージュ、ニーム、オルレアン、ポー、ポワチエ、トゥルーズ、ヴェルサイユ、バス＝テールの控訴院）や基金（例えばフランスのアスベストの被害者の賠償基金）により作成されている。ただし、裁判所は算定表を用いる義務はない<sup>42)</sup>。また、完全賠償の原則を守るため、この算定表のみを引用して賠償額を決定することは禁止されている<sup>43)</sup>。

地方により、または和解によるか裁判によるかにより、賠償額には差異があり、その不公正さが指摘されている。そこで、算定表を国内で統一するという提案がなされた。2010年に統一的な算定表を制定するための法案が提出されたが、結局法律にはならなかった<sup>44)</sup>。

しかし、算定表の統一は、本当に望ましい解決策といえるのだろうか。算定

---

42) 破毀院第2民事部2005年4月21日判決 (Cass, 2ème civ., 21 avril 2005 n° 04-06.023) は、裁判官は算定表を尊重する義務がなく、専権的に損害賠償額を決定する旨判示している。

43) 破毀院第2民事部2012年11月22日判決 (Cass, 2ème civ., 22 novembre 2012 n° 11-25.988) は、算定表を引用するのみで、諸事情を考慮して損害を評価しなかった控訴院判決を破毀した。



表の統一により、和解の場合や保険会社による賠償の場合でも枠付けが与えられることになるが、それにより低額な賠償額で統一され、被害者を害する可能性がある。さらなる検討が必要な課題である。

---

44) 人身損害の賠償を改正するため法案 (Proposition de loi visant à améliorer l'indemnisation des victimes de dommages corporels. ルフラン法案といわれる) は、2010年2月16日に国民議会で可決されている (TA req. n° 419)。この法案の2条では、統一的な医学的な算定表をもうけることとしていた。